

丹教こ育第 239 号
令和 7 年 7 月 29 日

丹波市子ども・子育て会議委員 様

丹波市教育委員会事務局教育部こども育成課長

乳児等通園支援事業の認可に伴う意見聴取について（依頼）

平素は、市の幼児教育・保育の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年度において、丹波市において乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施したいとの意向が市内事業者から出ており、現在、事業者は認可申請にあたっての準備を進められておられます。

市が行う事業の認可にあたっては、児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項に「…児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない」と規定されており、その意見を聴く場としては、丹波市子ども・子育て会議が適切と考えております。

つきましては、今後、下記のとおり予定しておりますので、意見聴取の際は、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

- ・今後のスケジュール（予定）
 - 令和 7 年 9 月～ 事業者からの認可申請
委員様へ意見聴取
 - 令和 7 年 11 月 認可

【担当部署】

丹波市教育委員会事務局
教育部こども育成課認定こども園係
担当：西田・本庄
〒669-3198
丹波市山南町谷川 1110 番地
電話：88-5083（直）

【児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）抜粋】

第 6 条の 3 《省略》

23 この法律で、乳児等通園支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満三歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

第 34 条の 15 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

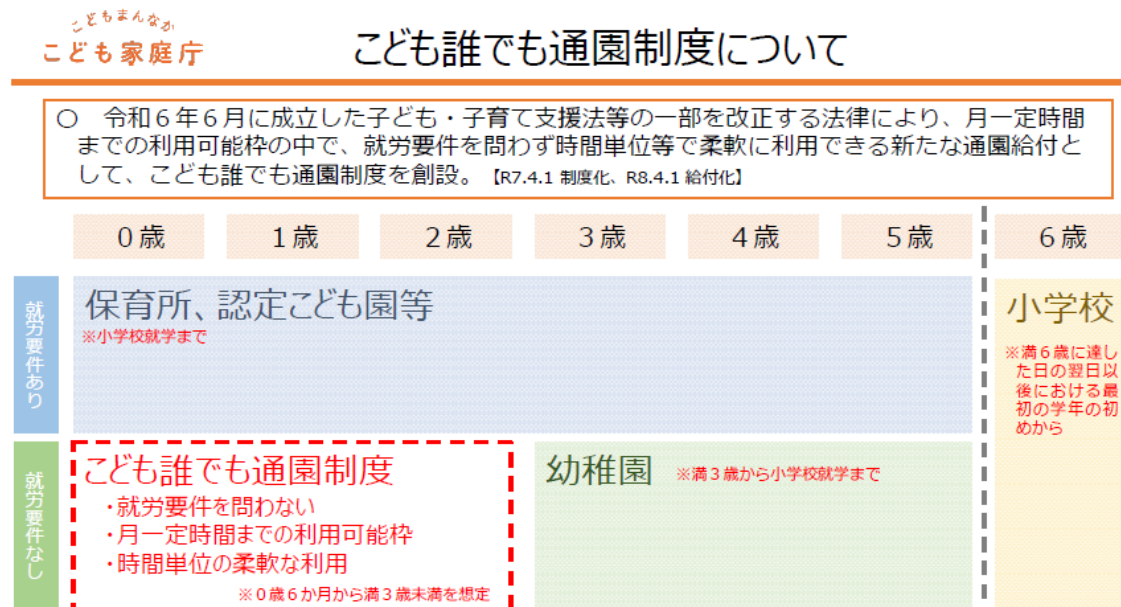
2 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

《省略》

4 市町村長は、第 2 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

《省略》

【参考】



こども誰でも 通園制度

こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、
全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず
形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

対象者

- ・ 保育所等に通っていない

0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

利用方法

- ・ 月10時間の枠内で

時間単位で柔軟に利用可能



※利用時間は、市町村により異なる場合があります。詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

こども誰でも通園制度を利用すると……

こどもにとって

- ・**家庭とは異なる経験**や、地域に初めて出て行って**家族以外の人と関わる機会**が得られます
- ・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、**ものや人への興味や関心が広がり、成長していく**ことができます
- ・**年齢の近いこどもとの関わり**により、社会情緒的な発達を支えるなど**成長発達に資する豊かな経験**をもたらします

保護者にとって

- ・**地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながる契機**となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、**保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります**
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、**孤立感、不安感等の解消**につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、**育児に関する負担感の軽減**につながります

一時預かりとの違い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

制度の詳細については、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」をご確認ください。

→ [こども誰でも通園制度について](#) | [こども家庭庁](#)